

## 住宅や店舗、事務所、工場、自治公民館などの建物の増改築・修繕費用を補助します！

## 昨年に引き続き、移住者・農家民泊開業者への補助も実施します！【4月17日から申請受付します】

- リフォーム工事着工前に申請が必要です。(工事を始めてからの申請は対象になりません。)
- 補助対象となるのは、市内の施工業者を利用して行う20万円以上の工事が対象となります。
- 工事期間中に串間市共通商品券を購入していただける場合は、工事費補助に加え、商品券購入費用も補助します。(詳しくは裏面をご覧ください)

※ 商品券購入補助は、市内における消費拡大を目的としています。

### 申請期間は

- ◇平成29年4月17日(月)から申請受付を開始します。商工観光スポーツランド推進課まで直接ご持参ください。
- ◇申請書は先着順に受け付けますが、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは締め切りとさせていただきます。

### 補助対象者は

#### (個人・法人)

- ◇本市に住民登録又は外国人登録をされており、かつ、居住していること。法人にあっては、本市に住所を有し、その代表者が本市に住民登録又は外国人登録をされており、かつ、居住していること。
- ◇本人及び本人の同一世帯員が、市税等を完納していること。法人にあっては、法人及びその代表者が市税等を完納していること。

#### (自治会)

- ◇本市内の自治会であること。

#### (移住者及び移住予定者)

- ◇移住者は、本市に住民登録又は外国人登録をされており、かつ居住していること。
- ◇移住者及び同一世帯員が市税等を完納していること。
- ◇移住者及び移住予定者は、本市に5年以上定住する意思があること。

#### (農家民泊開業予定者)

- ◇本市に住民登録又は外国人登録をされており、かつ居住していること。
- ◇本人および、本人と同一世帯員が、市税等を完納していること。
- ◇串間エコツーリズム推進協議会が推薦する農家民泊開業予定者であること。

### 補助対象住宅等は

- ◇自己の居住又は所有している住宅又は店舗、事務所、倉庫、工場及び自治公民館などの建物で、建築後1年以上を経過したもの(以下「住宅等」という。)

※詳しくは別紙の「補助対象判断基準」をご覧ください。



## 補助金の額は

### (通常住宅リフォーム)

- ◇ 補助対象工事費の10%（1千円未満の端数切り捨て）、ただし、補助額は10万円まで。
- ◇ 補助金額と同額の串間市共通商品券を購入していただく場合は、商品券の額を上乗せして補助します。（合計上限20万円）

### (移住・農家民泊促進リフォーム)

- ◇ 補助対象工事費の30%（1千円未満の端数切り捨て）、ただし、補助額は30万円まで。
  - ◇ 補助対象工事費の10%（1千円未満の端数切り捨て）の串間市共通商品券を購入していただく場合は、10万円を上限に商品券の額を上乗せして補助します。（合計上限40万円）
- ※補助金の交付は、改修工事の種類ごとに同一住宅等及び同一世帯について1回限りとなります。

## 申請書類は

- ◇ 申請書類等は、商工観光スポーツランド推進課、市役所の各支所にあります。  
※市のホームページからもダウンロードできます。（ワード形式）
  - ◇ 串間市住宅リフォーム促進事業補助金申請書に次に掲げるもののうち該当する書類を添えて提出してください。
    - ①事業計画書 ②収支予算書 ③住民票（世帯全員）
    - ④固定資産課税台帳の写し（名寄帳）、無い場合は所有者等が確認できる書類
    - ⑤申請者及び同一世帯員（納税義務者）の市税の完納証明書
    - ⑥工事見積書の写し（出来るだけ詳細なもの） ⑦工事予定箇所の着工前写真（日付入り）
    - ⑧その他必要書類（建物の場所が分かるゼンリン地図等）
- ※③④⑤は発行後3か月以内のもの。  
※③は市の市民生活課又は各支所でお取りください。  
※④⑤は市の税務課又は各支所でお取りください。  
※法人で申請する場合は、法人の登記簿謄本（全部事項証明書）等が必要となりますので、事前にご相談ください。  
※自治公民館改修については、上記の①・②・⑥・⑦・⑧に加え、改修が自治会全体の総意であることが確認できる総会資料等を提出して下さい。  
※移住予定者については、上記の①・②・④・⑥・⑦・⑧に加え転入前の住所が明記された住民票を提出して下さい。  
※現況写真には必ず、日付が記入された黒板等を入れて撮影してください。

## 完了報告は

- ◇ 工事が完了した日から30日以内に住宅リフォーム促進事業完了報告書に、次の書類を添えて提出してください。（平成30年2月末日までの工事完了が原則です。）
  - ①収支決算書 ②工事代金領収書の写し ③工事請求書の写し ④商品券購入の領収書の写し
  - ⑤ 工事着工前・完了後が比較できる両方の写真（日付入り）
- （※移住予定者は、①～⑤に加え、串間市住民票と住所変更届を提出して下さい。）

その他詳細については下記までお問い合わせください。

串間市役所 商工観光スポーツランド推進課  
TEL:72-1111

**\*住宅リフォームを装った悪質な業者にはご注意ください。**